

令和 6 年第 9 回東串良町農業委員会 会 議 録

日時：令和 6 年 9 月 24 日（火）午前 1 0 時 0 0 分～

場所：東串良町役場委員会室（3 階）

令和 6 年 第 9 回 東串良町 農業委員会 会議録									
招 集 年 月 日		令和 6 年 9 月 2 4 日							
招 集 場 所		東串良町役場委員会室（3 階）							
開 催 の 日 時 及 び 宣 言		開 会	令和 6 年 9 月 2 4 日 午前 1 0 時 0 0 分				議 長	大村 教男	
		閉 会	令和 6 年 9 月 2 4 日 午前 1 0 時 3 5 分				議 長	大村 教男	
農 業 委 員		出 欠	番 号	氏 名		出 欠	番 号	氏 名	
出席数 8 名 欠席数 名		○	1	吉ヶ崎 弘一		○	5	鶴丸 千尋	
		○	2	松留 立美		○	6	木佐貫 一孝	
出席○ 欠席×		○	3	稲村 照隆		○	7	櫻木 孝二	
		○	4	大村 教男		○	8	内村 初子	
最適化推進 委員		○		有留 幸路		○		松元 友信	
		○		中村 春樹		○		杉木 秀幸	
出席数 7 名		×		福岡 みどり		○		松留 和江	
		○		村吉 博美		○		谷口 憲三	
会 議 録 署 名 委 員		1 番	吉ヶ崎 弘一		2 番	松留 立美			
出席した事務局職員		局長 次長	上野 勝志 瀧川 祐造		書記	宮之前 博一・出水 翔太 中村 一雅			
会 議 に 付 し た 事 項	日程第 1 議案第 5 3 号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について								
	日程第 2 議案第 5 4 号 農用地利用集積等促進計画案の意見について								
	日程第 3 議案第 5 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について								
	日程第 4 議案第 5 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について								
	日程第 5 議案第 5 7 号 農地のあっせん委員の選任について								
	日程第 6 議案第 5 8 号 令和 6 年度鹿児島県農業委員会大会申し合わせ決議(案)について								

開 会 午前 10 時 00 分

議 長

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

出席者 15 名で定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和 6 年第 9 回定例総会を開催します。

本日の会議録署名委員に、1 番吉ヶ崎委員と 2 番松留立美委員にお願いいたします。

ここで諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による賃借権の合意解約が 2 件 4 筆、農用地等の利用権の解約が 2 件 12 筆ありました。

総会資料の最後の方に添付してありますので、後でお目通しをお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。

発言される方は必ず議長の許可を受けて発言くださるようお願いいたします。

わかりました。

それでは、日程第 1 議案第 53 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題といたします。

今回申請がなされたのは所有権が 3 件、賃借権が 6 件、仕様賃借権が 1 件あります。

それでは事務局の説明をお願いしたいところでありますが、資料 1 ページ所有権の 30 番について、譲受人が私になっております。

東串良町農業委員会会議規則第 25 条によって、委員は自己または同居の親族に対する事項に対しての議事に左右することはできないこととなっておりますので、私のは質疑の間、退席し、同規則第 35 条により、木佐貫副会長に議事進行を代行していただきたいと思います。

それでは木佐貫副会長お願いいたします。

木佐貫副会長

それでは大村議長に代わって議事を進行させていただきます。

まず事務局の説明をお願いします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。

資料 1 ページをご覧ください。

所有権の 30 番貸人は川西の〇〇さん借人は新川西の〇〇さん

申請地は議案書に記載されている通り、売買による所有権の移転でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

木佐貫副会長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

委 員

なし。

木佐貫副会長

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

委 員

異議なし。

木佐貫副会長

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

それでは、質疑が終了しましたので、大村議長の入室を認め、議事進行をお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

大村議長入室

議 長

続きそれでは引き続き、事務局の説明をお願いいたします。

それでは説明いたします。

資料 1 ページをお開きください。

30 番につきましては先ほど説明させていただきましたので、省略させていただきます。

所有権の 31 番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、売買による所有権の移転でございます。

資料 2 ページをご覧ください。

次に 32 番、譲り渡し人は鹿児島市の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん申請地は、議案書に記載されている通り、売買による所有権の移転でございます。

資料 3 ページをご覧ください。

賃借権の 119 番貸人は、岩弘の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 120 番貸人は川西の〇〇さん、借人は岩弘の有限会社〇〇さん申請地は議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

資料 4 ページをお開きください。

次に 121 番、貸人は川西の〇〇さん、借人は岩弘の有限会社〇〇さん申請地は、議案書に記載されている通り、更新 10 年の利用件設定でございます。

次に 122 番、貸人は川西の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん申請地は議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

資料 5 ページをお開きください。

次に 123 番、貸人は川西の〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、

申請地は議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。
なお農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続後のため、相続人の過半の土
同意を得ての賃借となります。

次に 124 番貸人は川東の〇〇さん、借人は岩弘の有限会社〇〇さん、申請地は議
案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

資料の 6 ページをお開きください。

使用貸借権の 125 番、貸人は東京都の〇〇さん、

借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、更新 20 年の利
用権設定でございます。

なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半
の同意を得ての使用貸借となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

委 員

なし。

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって、日程第 1 議案第 53 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用
集積計画については、原案通り承認することに決しました。

次に日程第 2 議案第 54 号農用地利用集積等促進計画案の意見についてを議題とい
たします。

今回の農用地利用集積等を促進計画案については、賃借権が 4 件、使用貸借権が 1
件あります。

それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。

資料の 7 ページをご覧ください。

賃借権の 1 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、

申請地は、議案書に記載のある通り、新規 5 年の利用権設定でございます。

次 2 番貸人は〇〇さん、借り人は新川西の〇〇さん申請地は議案書に記載のある
通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 3 番、貸人は〇〇さん、借り人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のある通り更新 10 年の利用権設定でございます。
次に 4 番貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん申請地は議案書に記載のある通り更新 10 年の利用権設定でございます。
資料 8 ページをご覧ください。
使用貸借権の 1 番、貸人および借人は、岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおりで、更新 10 年の利用権設定でございます。
以上で説明を終わります。

議 長

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

委 員

質疑なし。

議 長

質疑を終結いたします。
本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。
よって、日程第 2 議案 54 号農用地利用集積等促進計画案の意見については、原案通り承認することに決しました。
次に日程第 3 議案第 55 号農地法第 3 条の規定による許可制申請についてを議題といたします。
今回申請がなされたのは、所有権移転が 1 件あります。それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは資料 9 ページをお開きください。
所有権移転の 30 番
譲渡人は池之原の〇〇さん、
譲受人は新川西の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通り、売買による所有権移転でございます。
以上で説明を終わります。

議 長

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

委 員

質疑なし。

議 長

質疑を終結いたします。
本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

委 員

異議なし

議 長

異議なしと認めます。
よって本案は原案通り承認することに決しました。
以上をもちまして日程第3議案第55号農地法第3条の規定による許可申請については、原案通り承認することに決しました。
次に、日程第4議案第56号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請についてを議題といたします。
今回は申請は4件あり、いずれも現地調査を行っております。
それでは資料10ページの有限会社〇〇さんからの転用申請について現地調査の報告を鶴丸委員よろしくお願いいたします。

鶴丸委員

それでは報告させていただきます。
令和6年9月13日金曜日に、転用にかかる現地調査を私と松元推進委員、事務局職員2名の計4名で行いました。
なお関係者として〇〇さん、〇〇さんが出席されました。
今回の申請人は町外の砂取業者である申請人が申請地を一時的に使用し、砂を採取する事を目的としています。
申請地は農地区分としましては、農用地区域外農地に該当しておりますが、隣接する農地の広がり状況から第1種農地に相当するものと思われます。
第1種農地は原則として転用は許可されませんが、さきほど述べた通り今回の申請は、申請人が申請地から砂を採取するために農地を一時的に使用するもので、不許可の例外である「一時転用」に該当するものと思われます。
費用について自己資金により賄う予定であるとのことでした。
転用する面積は1筆1,551㎡となり、周囲の状況などを考えましても特に問題はないものと思われます。
また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、砂採取終了後は速やかに以前と同じように復元するとしており、特に問題はないものと思われます。なお、もし苦情等があった場合、申請人が誠意を持って対応するとしております。
以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

委 員

質疑なし。

質疑を終結いたします。
本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。
よって本案は原案通り承認することに決しました。
続いて、資料 11 ページの有限会社〇〇さんからの転用申請について現地調査の報告を吉ヶ崎委員よろしくお願いいたします。

吉ヶ崎委員

それでは報告させていただきます。
令和 6 年 9 月 13 日金曜日、転用に係る現地調査を私と松留立美委員、事務局職員 2 名の計 4 名で行いました。
なお、関係者として〇〇さんが出席されました。
今回の申請は町外の砂取業者である申請人が申請地を一時的に使用し砂を採取することを目的としています。
申請地は農地区分としましては、農用地区域外農地に該当しておりますが、隣接する農地の広がり状況から第 1 種農地に相当するものと思われます。
第 1 種農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請はさきほど述べた通り、申請者が申請地から砂を採取するために農地を一時的に使用するもので、不許可の例外である「一時転用」に該当するものと思われます。
費用について自己資金により賄う予定であるとのこと。
転用する面積は 2 筆 2,629 m²となり、周囲の状況などを考えましても特に問題はないものと思われます。
また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、砂採取終了後は速やかに以前と同じように復元するとしており、特に問題はないものと思われます。なお、もし苦情等があった場合、申請人が誠意を持って対応するとしております。
以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

木佐貫委員

はい。

議 長

どうぞ。

木佐貫委員

現地にはハウスが建ってるみたいですけど、ハウスはないんですか。

吉ヶ崎委員

ハウスはないです。写真が古いです。

議 長

他にないですか。

委 員

質疑なし。

議 長

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は原案通り承認することに決しました。

続いて資料 12 ページの株式会社〇〇さんからの転用申請について、現地調査の報告を杉木推進委員よろしく願いいたします。

杉木委員

それでは報告させていただきます。

令和 6 年 9 月 13 日金曜日に、転用にかかる現地調査を私と松留立美委員、事務局 2 名の計 4 名で行いました。

なお関係者として〇〇さん、大坪さんが出席されました。

今回の申請は町内の砂取業者である申請人が申請地を一時的に使用し、砂を採取することを目的としています。

申請地は農地区分としては農用地区域内農地に該当しております。

農用地区域内農地が原則として転用は禁止されておりますが、今回の申請は先程

述べた通り、申請地から砂を採取するために一時的に使用するもので、不許可の例外である「一時転用」に該当するものです。

費用について自己資金および砂の売上金により賄う予定であるとのこと。

転用する面積は 2 筆 2,235 m²となり、周囲の状況などを考えましても特に問題はないものと思われます。

また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、砂採取終了後は速やかに以前と同じように復元するとしており、特に問題はないものと思われます。なお、もし苦情等があった場合、申請人が誠意を持って対応するとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

質疑はありませんか。

委 員

質疑なし。

議 長

質疑を終結いたします本案は、原案通り承認することに異議ありませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は原案通り承認することに決しました。

続いて資料 13 ページの株式会社〇〇さんからの転用申請について、現地調査の報告を松留立美委員よりお願いいたします。

松留立美委員

それでは報告させていただきます。

令和 6 年 9 月 13 日に転用にかかる現地調査を私と杉木推進委員、事務局 2 名と計 4 名で行いました。

なお関係者として〇〇さんと〇〇さんが出席されました。

今回の申請は町内の砂取業者である申請人が申請地を一時的に使用し、砂を採取することを目的としています。

なお、申請地は令和 6 年 2 月 15 日付けで転用許可が下りていますが、今回の申請で新たに砂採取の面積を拡大し計画の変更を図るものとなっています。なお、転用の期間は令和 7 年 2 月 14 日までとなっており変化はありません。

申請地は農地区分としましては、農用地区域内農外に該当しますが、周辺の農地の広がり状況から第 1 種農地に相当するものと思われます。

第 1 種農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請は、さきほど述べ

た通り申請者が申請地から砂を採取するために農地を一時的に使用するもので、不許可の例外である「一時転用」に該当するものと思われます。

費用について自己資金および砂の売上金により賄う予定であるとのこと。

転用する面積は 3 筆 2,087 m²になり、周囲の状況などを考えましても特に問題はないものと思われます。

また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、砂採取終了後は速やかに以前と同じように復元するとしており、特に問題はないものと思われます。なお、もし苦情等があった場合、申請人が誠意を持って対応するとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

委 員

質疑なし。

議 長

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は原案通り承認することに決しました。

以上をもちまして、日程第 4 議案第 56 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について、原案通り承認することに決しました。

次に、日程第 5 議案第 57 号の農地のあっせん委員の選任についてを議題といたします。

今回は売買を求める申し入れが 1 件、売買賃借を求める申し出が 1 件ございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思っております。

どのような方法で選任したらいいのでしょうか？

委 員

事務局一任。

議 長

事務局一任という声がありましたのでまず事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは〇〇さんの農地あっせん申し出について、説明させていただきます。

資料 14 ページをお開きください。

申請時およびその周辺につきましては資料 14 ページに記載されているとおりになります。

面積は計 1 筆 1831 m²です。

また、図面には周辺農地の耕作者を記載されておりますので、集約を進めるためにも隣接する農地の耕作者に優先的に話を進めていただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議の方よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

それでは事務局一任という声がありましたので、農地のあっせん委員につきましては、松元委員と櫻木委員を指名いたします。

委員長を松元委員をお願いしたいと思います。

それでは引き続き事務局より説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは〇〇さんの農地あっせん申し出について説明させていただきます。

資料 15 ページをお開きください。

申請地およびその周辺につきましては、資料 15 ページに記載されている通りになります。面積は計 2 筆 1,230 m²です。

また、図面には周辺農地の耕作者を記載されておりますので、集約を進めるためにも、隣接する農地の耕作者に優先的に話を進めていただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議の方よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

それでは事務局一任という声がありましたので、農地の幹旋委員につきましては、松留立美委員と松留和江委員を指名いたします。

委員長を松留立美委員をお願いしたいと思います。

よって、日程第 5 議案第 57 号の農地のあっせん委員の選任については、ただいま指名いたしました方々をお願いすることに決しました。

次に日程第 6 議案第 58 号令和 6 年度鹿児島県農業委員会大会申し合わせ決議(案)についてを議題といたします。

それでは事務局よりお願いいたします。

事務局（瀧川）

皆さん資料の 16 ページの方をご覧ください。

先日行われる予定でした令和 6 年度鹿児島県農業委員会大会というのがありまし

てその中で、今ここにもあります通り、大会の申し合わせ事項というのがありますが、それをちょっと決議ということで、上の方からとも言われてますので少し読み上げるといふか、大会申し合わせ決議（案）の方をちょっと読み上げさせていただきます。

われわれ農業委員会組織は、食料生産基盤である農地を守り生かすため、地域の実情に応じた農地利用の最適化に取り組んでいる。

特に、昨年度からは、市町村に協力して「地域計画」の策定に取り組み、意向把握や話し合いを通じて地域の農業者の思いを計画に反映する役割を担っている。

本年度末、令和 7 年 3 月末が地域計画の策定期限に当たることから、市町村や関係機関団体と一層連携して、地域計画の策定に向けた取り組みを強化しているところである。

また、我々は平成 30 年度から組織活動として、鹿児島島の農地、貸したい、借りたい、総点検、農業委員・推進委員「1・5・一絵」活動に取り組み、農業者の意向を汲んだ農地利用の最適化活動を通じて持続可能な農業・農村の形成に取り組んでいる。われわれは、その実現に向けて、以下の取組について、ここに申し合わせ決議する。

ありがとうございます。

この大きな表題だけ行きます。

1 番、委員の日常的な活動を、農地利用の最適化に繋げよう。

17 ページ 2 番地域計画の策定に向けた取り組みを強化しよう。

3 番農業者の声、地域を「意見の提出」に取りまとめよう。

4 番、農業者の役に立つ情報提供活動を一層強化しよう、18 ページですね。

5 番年間を通じた日常的な農業者年金の加入推進活動を展開しよう。

6 番農業人材の体制強化に努めよう。

ありがとうございます。

細かい中身についてはちょっと後からまた、各自お目通しください。

以上のことを、この大会の中には決議事項大会の申し合わせ決議の議題ということで、実際持ち合わせる予定だったみたいですので、ここでの打ち合わせ決議いたします。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

議 長

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

委 員

質疑なし。

議 長

質疑を終結いたします。

本案を原案通り承認することに異議ありませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は原案通り承認することに決しました。

以上をもちまして、もちまして日程第 6 議案第 58 号令和 6 年度鹿児島県農業委員会大会申し合わせ決議案について原案通り承認することに決しました。

続いて、来月の予定について事務局から案内をお願いいたします。

事務局（瀧川）

はい。

10 月の現地調査を 10 月 16 日水曜日に行いたいと思います。

それから定例総会を、10 月 25 日の金曜日を実施予定にしております。

並びに申請の締め切りを 9 月 30 日月曜日この 10 月分の定例総会分の締め切り日になります。

どうかよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

以上で本日の議案は全て終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和 6 年第 9 回定例総会を閉会いたします。